

## 第2期松戸市子ども総合計画 骨子

### 1. 第2期松戸市子ども総合計画の策定について

松戸市では、「子ども・子育て関連3法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、待機児童解消に向けた保育等の体制整備の方針、また子どもの最善の利益の実現のための施策方針を明らかにするため、「次世代育成支援行動計画」の後継計画として、平成27年度に「松戸市子ども総合計画」（以下、第1期計画という。）を策定しました。

この計画は、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点から、市の展開する子ども・子育て家庭に対する支援施策を総合的に位置づけた計画としています。

「第2期子ども総合計画」（以下、第2期計画という）は、上記の視点を継承し、策定することとします。

### 2. 全体の構成について

制度の枠組みは変わっていないことから、基本的な計画の構成については、第1期計画を継承することとします。

#### 計画の構成(案)

第1章 計画策定の趣旨

第2章 松戸市の子どもを取り巻く環境

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 施策の方向

第5章 量の見込みと確保方策（松戸市子ども・子育て支援事業計画）

第6章 計画の評価と推進体制

## 第1章 計画策定の趣旨(案)

- 第1節 策定の背景と趣旨
- 第2節 計画の位置づけ

### 主な内容

計画の期間は、2020年度から2024年度の5年間の計画とします。

### 現行計画の記載

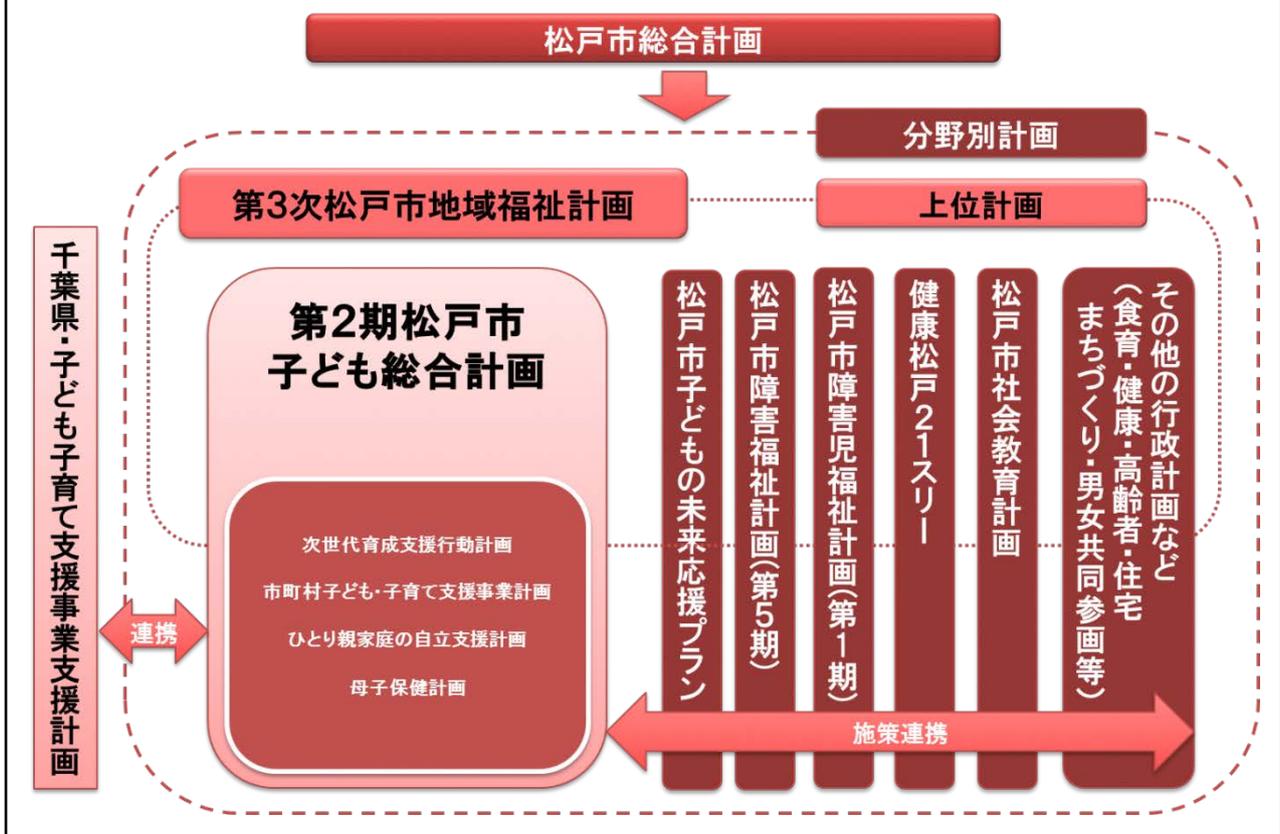
#### 【計画の対象】

この計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としています。  
ただし、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点から全ての市民をその対象として捉え、総合的な計画として策定します。

計画の位置づけとして、第1期計画の記載に加え、母子保健計画を包含することを明記します。

### 現行計画の記載

#### 【他の計画との関係】



## 第2章 松戸市の子どもを取り巻く環境(案)

- 第1節 子どもを取り巻く環境の変化
- 第2節 松戸市の子ども子育ての現状と課題
- 第3節 これまでの取組状況

### 主な内容

#### 第1節 子どもを取り巻く環境の変化

第1期松戸市子ども総合計画策定から現在までの、国制度等の主な改正を記載。

- 子ども・子育て支援法の改正
  - ・事業主拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加
  - ・事業主拠出金の引上げ など
- 母子保健法の改正
  - ・子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の設置を市町村の努力義務として位置づけ
- 児童福祉法の改正
  - ・児童虐待の発生予防（母子健康包括支援センター）
  - ・児童虐待発生時の迅速・的確（市町村における支援拠点の整備） など
- 育児・介護休業法の改正
  - ・育児休業期間の延長（最長2年まで）
  - ・育児目的休暇の新設 など
- 子供若者育成支援推進大綱の決定（平成28年2月9日）
  - ・子ども・若者育成支援推進法に基づき、子供若者育成支援施策に関する基本的な方針「子供若者育成支援推進大綱」を決定 など

#### 第2節 松戸市の子ども子育ての現状と課題

公表されたデータをもとに、松戸市の現状と課題をまとめます。

また、アンケート調査報告書から、ニーズや意識についてのことを取りまとめて掲載します。以下は、項目案です。

（項目については、全体のボリュームや掲載の意義を総合し、決定します。）

項目	データ元	備考
人口動態	住民基本台帳人口、世帯数、 <u>出生数</u> 、 <u>出生率</u> 、婚姻数、離婚率等	自然増減、社会増減、地区別、転出入先等
雇用等	女性の就業率	増減等
子ども子育て支援施策関連	<u>施設整備の推移</u> 、 <u>幼稚園・保育所（園）の在園状況</u> 、 <u>待機児童数</u> 、 <u>放課後児童クラブ利用者数</u> 、 <u>児童館こども館利用者数</u> 等	増減等
アンケート調査結果	主要な項目	事業ニーズ等

※下線の項目は、第1期計画に掲載のあるもの。

#### 第3節 これまでの取組状況

重点的取組みの進捗を取りまとめたものを掲載。

## 第3章 計画の基本的な考え方(案)

- 第1節 基本理念
- 第2節 基本目標
- 第3節 施策の体系

### 主な内容

「子ども・家庭・地域がそれぞれに力を発揮しつながることで、全ての子どもの育ちが支えられ、夢と希望にあふれた子どもが活躍できる街づくり」という子どもを中心にして、みんながつながっていく理念はこれからも変わることはありません。これを踏まえ、第1期計画の基本理念のもと、施策の方向性や体系を示していくことを基本としますが、文言や体系の細部については今後検討します。

#### 現行計画の記載

### 第1節 基本理念

こどもちから  
～子ども 力 でつながる未来～

「子ども・家庭・地域がそれぞれに力を発揮しつながることで、全ての子どもの育ちが支えられ、夢と希望にあふれた子どもが活躍できる街づくり」を行政、各関係団体、地域とともに実現します。

### 第2節 基本目標

#### <Ⅰ> 子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる【子どもの力】

子どもは、生まれながらにしてさまざまな固有の権利を有し、かけがえのない存在であり、社会の希望、すなわち「未来の力」となります。子どもの権利が尊重され、すべての子どもが社会に見守られながら、自立した大人へと成長できるよう、子どもが本来もっている育つ力を最大限に生かし、子どもが主役となる街「まつど」を目指します。

#### <Ⅱ> 家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる【家庭の力】

子どもが健やかに育つためには、愛情と安心して過ごせる家庭環境がとても大切です。家庭の孤立感や不安感、負担感を軽減し、子どもの成長を喜び、子育てを通して心豊かな人生を送ることができるような支援を推進します。

子育て家庭が安心して子育てができ、必要な支援を受けながら子育てに楽しみや喜びを実感できる街「まつど」を目指します。

#### <Ⅲ> 地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える【地域の力】

子育て家庭が地域で安心して子育てしながら暮らすことができるように、地域づくり、住環境づくり、災害や防犯対策を推進します。

地域の一人ひとりが子育て支援の重要性に関心と理解を深め、子育てに関わる多くの人々が、子どもを通じて地域とつながる街「まつど」を目指します。

現行計画の記載

第3節 施策の体系

重点的取組み



## 第4章 施策の方向(案)

### 主要内容

前章の「施策の体系」に基づき、具体的な取組みを詳述します。なお、記載の事業については、今後検討します。

## 第5章 量の見込みと確保方策(松戸市子ども・子育て支援事業計画)(案)

第1節 区域の設定

第2節 推計人口

第3節 教育・保育の量の見込みと確保方策

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第5節 その他の事業の目標量

### 主要内容

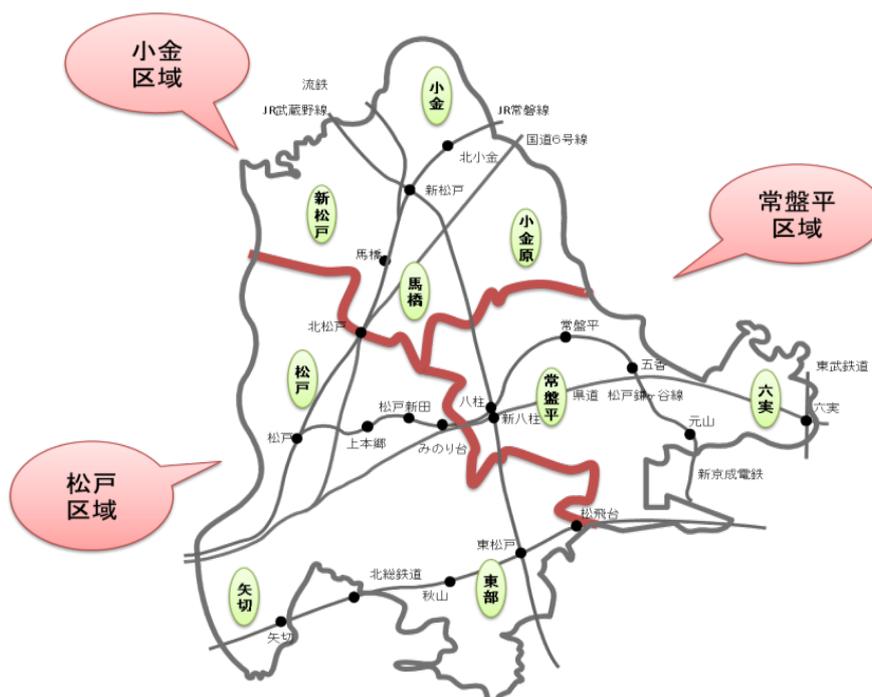
#### 第1節 区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条によると、市町村が子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すための地区区分とされています。

この地区区分に基づき施設整備等を検討することになりますが、利用者の事業選択を制限するものではありません。

現状の松戸市の区域設定は3区域であり、松戸市の面積規模や、地区による極端な人口増加が考えづらいこと、第1期計画からの継続性を鑑み、区域設定については、現在の区分を引き続き「区域」として設定します。

#### 【現在の区分】



**第2節 推計人口**

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（松戸市子ども・子育て支援事業計画）を設定するうえで、施設や事業の対象年齢となる0歳児から11歳児までの人口を分析し、第2期計画期間中の市内の人口を算出します。

**第3節 教育・保育の量の見込みと確保方策**

平成30年度に実施した、「松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート」から得られた利用意向やこれまでの利用実績、女性の就業率などの要因と第2節の推計人口を勘案して、第2期計画期間中の教育・保育の量の見込みと確保方策を設定します。

**第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策**

平成30年度に実施した、「松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート」から得られた利用意向やこれまでの利用実績などを勘案して、第2期計画期間中の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を設定します。

**第5節 その他の事業の目標量**

「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」以外にも、重点的に取組む施策について、市として目標値を検討します。

**第6章 計画の評価と推進体制(案)****主な内容**

計画の進捗管理の手法と、庁内外を含めた推進体制について掲載します。